

令和6年能登半島地震により、被災された皆様へ

能登半島地震による災害見舞金の請求期限（事実発生から2年の令和7年12月31日）と災害緊急資金貸付の申込期限（令和8年2月27日）が近づいていますので、ご注意ください。

●災害見舞金

種 類	給 付 額 ・ 要 件	請 求 方 法
災害見舞金	〈給付額〉 5万円 〈給付要件〉 風水震災その他非常災害により、会員居住の住居（職員宿舎、借家、間借等除く）又は家財に公立学校共済組合の給付対象となる損害と同等の損害を受けたとき	1. 公立学校共済組合員 公立学校共済組合の災害見舞金の請求をし、<u>給付対象となった場合は自動給付（手続不要）</u> 2. 上記以外の会員 ・災害見舞金請求書（様式第4号：ホームページの会員専用ページ「様式集」から出力） ・その他添付書類（罹災証明書や写真など、罹災状況がわかるもの。詳細は互助会までお問合せください。）
	〈給付額〉 1万円 〈給付要件〉 上記請求方法 1. の対象とならなかったものの、会員居住の住居（職員宿舎、借家、間借等除く）の被害の程度が罹災証明書で「準半壊」以上のとき	・災害見舞金請求書 （様式第4号の2：ホームページの会員専用ページ「お知らせ」から出力） ・罹災証明書

※その他実情に応じて、理事長が必要と認めた書類の提出が必要となる場合があります。

詳細は、所属所長宛通知文の令和6年3月7日付石教互第79号をご覧ください。

●災害緊急資金貸付

種 類	貸 付 要 件 ・ 貸 付 額 等	必 要 書 類 等
災害緊急資金貸付	〈貸付要件〉 令和6年能登半島地震で被災し、会員居住の住居（職員宿舎、借家、間借等除く）の修理や転居費用、廃棄した耐久消費財の新規購入などの資金を必要とするとき 〈貸付限度額〉 50万円（10万円単位） 〈貸付利息〉 無利子 〈償還回数〉 50回以内 〈償還方法〉 口座振替（北國銀行）	・災害緊急資金貸付申込書 ・罹災証明書 ・貸付借用証書

※その他実情に応じて、理事長が必要と認めた書類の提出が必要となる場合があります。

詳細は、所属所長宛通知文の令和6年3月7日付石教互第79号をご覧ください。

「観劇等補助」事業

観劇等に要した入場料金の一部補助を行っています。

対象となる公演は、互助会ホームページ又はスマートスクールネットに随時掲載しますのでご確認ください。

- 補 助 額 1公演あたり1,000円（会員分のみ、年度内3公演まで）
- 提出書類 観劇等補助請求書
公演チケットの半券又は公演名が確認できる補助額以上の領収書

※「観劇等補助請求書」は互助会ホームページ又はスマートスクールネットからダウンロードできます。